

静岡市産業振興資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、中小企業者の資金調達を支援し、もって市内の中小企業者の健全な育成に寄与するため、中小企業者に対して事業に必要な資金の融資を行う取扱金融機関に対して、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる者で、法人にあつては市内に本社又は支店を、個人にあつては市内に住所及び事業場を有するものをいう。
- (2) 取扱金融機関 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定を締結した金融機関及び株式会社整理回収機構で、次条の交付対象融資を行うことに同意したものをいう。
- (3) 借換え この要綱に基づく融資資金を同資金で返済することをいう。
- (4) 借換融資 令和3年3月31日までに協会が債務の保証を決定した借換えのための融資をいう。

(交付対象融資)

第3条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 運転資金又は設備資金（借換融資を受ける場合にあっては、運転資金に限る。）を融資するものであること。
- (2) 融資の限度額が、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める金額以下であること。
 - ア 次条第1号の要件に係る事業 3,000万円
 - イ アに掲げる事業以外の事業 1,000万円
- (3) 貸付利率が、年1.5パーセントであること。ただし、延滞が生じた場合は、取扱金融機関の定めるところとする。
- (4) 貸付期間が、7年以内であること。
- (5) 返済方法が、元金均等割賦返済であること。

- (6) 据置期間が、1年以内であること。
- (7) 交付対象融資について、取扱金融機関と協会との間で保証契約が締結されていること。
- (8) 借換融資にあつては、借換えにより、既往借入金に係る月次返済額の軽減を図ることができることと認められること。

(交付対象融資を受けることができる中小企業者)

第4条 交付対象融資を受けることができる中小企業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 原則として、融資の申込みの日まで1年以上引き続き市内で同一事業を営んでいること。
- (2) 市税の納税義務者で、融資の申込みの日以前において納期が到来した市税の未納がないこと。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、融資ごとに年度別に区分して算定するものとし、4月1日から9月30日まで(以下「上期」という。)及び10月1日から翌年3月31日まで(以下「下期」という。)の各期間における融資平均残高(各月初残高(当該月の前月末の協会保証債務残高をいう。))の合計を6で除して得た金額をいう。)に年0.57パーセント以内の割合を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額の範囲内において市長が定める額とする。

(利子補給の期間)

第6条 利子補給金を交付する期間は、7年以内とする。

(資金の融資の申込み)

第7条 交付対象融資を受けようとする中小企業者は、取扱金融機関を経由して、産業振興資金融資制度申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(審査等)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、関係書類を協会へ送付するものとする。

2 協会は、関係書類の送付を受けたときは、遅滞なく保証承諾の可否を審査の上、保証の可否を市長及び当該申込者に通知するとともに、保証を可とするものについては、前条の規定による経由をした取扱金融機関に通知するものとする。

3 取扱金融機関は、協会から前項の規定による通知を受けたときは、所定の手続を経て速や

かに融資するものとする。ただし、特別の理由により当該申込者に対し融資を行わないことを決定したときは、その理由を付して協会へ関係書類を返送するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第9条 取扱金融機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、毎年度上期分については9月30日までに、下期分については翌年3月31日までに産業振興資金利子補給金交付申請書(様式第2号)に所要額計算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、利子補給金の交付を決定したときは、産業振興資金利子補給金交付決定通知書(様式第3号)により、当該取扱金融機関に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 市長は、前条の規定により利子補給金の交付を決定する場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後10年間保存すること。
- (2) 融資を行うに当たり、歩積預金及び両建預金を要求しないこと。
- (3) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(実績報告)

第12条 第10条の規定により利子補給金の交付の決定を受けた取扱金融機関(以下「交付対象者」という。)は、毎年度上期及び下期において融資が完了したときは、速やかに実績報告書に所要額計算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(利子補給金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る利子補給金の交付の成果が利子補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、産業振興資金利子補給金交付確定通知書(様式第4号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、遅滞なく請求書を市長に提出しなければならない。

(報告)

第15条 協会及び交付対象者は、この要綱による保証又は融資の状況について、別に定めるところにより市長に報告するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年度の利子補給金から適用する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が債務の保証を決定する融資について適用し、同日前に改正前の静岡市産業振興資金融資制度要綱に基づき協会が債務の保証を決定した融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、第2条第1号の改正規定を除き、平成27年度の利子補給金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡市産業振興資金融資制度要綱の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡市産業振興資金利子補給金交付要綱の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡市産業振興資金利子補給金交付要綱の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年度の利子補給金から適用する。

(経過措置)

- 2 第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が債務の保証を決定する融資について適用し、同日前に改正前の静岡市産業振興資金利子補給金交付要綱に基づき協会が債務の保証を決定した融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年度の利子補給金から適用する。

産 業 振 興 資 金
融 資 制 度 申 込 書

(宛先) 静岡市長

申込者住所 { 法人にあっては、主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 } 印

電話 { }

産業振興資金を利用したいので、静岡市産業振興資金利子補給金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申し込みます。なお、融資手続、利子補給金交付手続、融資枠管理及び融資制度に関する調査・研究を行う範囲内で、市が申込窓口及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに申込窓口及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

| 申込者記入欄 | | | | | | | |
|-----------------|---|---------|---------|------|--------------|------|----|
| 融資申込額 | 千円 | 開業年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| | | 法人設立年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 借入希望期間 | 箇月 | 営業年数 | 年 | 箇月 | 資本金 | 円 | |
| 据置の有無 | 有・無 | 箇月 | 事業所所在地 | 静岡市 | | | |
| 返済方法 | 元金均等割賦返済 | | 貸出の月から | | 箇月目 | 千円返済 | |
| 借入希望金融機関 | 銀行 | 信用金庫 | 支店 | 従業員数 | 常用(役員・家族除く。) | 人 | |
| 資金使途 | 運転・設備(見積書を添付)・運転設備 ◎資金使途が運転設備の場合又は融資に事業歴が1年以上の事業に係る融資及び1年未満の事業に係る融資がある場合は、金額の内訳を御記入ください。 | | | | 所要資金総額 | 千円 | |
| | | | | | 資金計画 内訳 | 当資金 | 千円 |
| | | | | | | 自己資金 | 千円 |
| | | | | | | その他 | 千円 |
| 資金を利用する業種に係る事業歴 | 1年以上 | | ・ 1年未満 | | | | |
| 業種 | 小売 製造 (取扱品目) 卸売 加工 | | | | | | |
| 連帯保証人 | 氏名 | 住所 | 申込者との関係 | 年齢 | 職業 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 受付番号 | ※ | | | | | | |
| 借換制度の利用 | 保証協会記入欄※ | | | | | 市受付欄 | |
| | 無・有(借換計画書添付) | 保証諾否 | 承諾 不承諾 | | | | |
| | | 保証承諾日 | | | | | |
| | いずれかに○をつけてください。 | 保証金額 | 円 | | | | |
| 保証期間 | | 箇月 | | | | | |

※の欄は記入しないでください。

様式第2号(第9条関係)

産業振興資金利子補給金交付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地
申請者 名 称 (印)
代表者氏名

利子補給金の交付を受けたいので、静岡市産業振興資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事務又は事業の名称

2 交付申請額 円

3 事務又は事業の概要

様式第3号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

産業振興資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった利子補給金については、静岡市産業振興資金利子補給金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付の決定をしたので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度の終了後10年間保存すること。

(5) 融資を行うに当たり、歩積預金及び両建預金を要求しないこと。

(6) 静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及び静岡市産業振興資金利子補給金交付要綱を遵守すること。

4 その他

様式第4号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

産業振興資金利子補給金交付確定通知書

年 月 日付け 号により決定した利子補給金の交付について確定したので、静岡市産業振興資金利子補給金交付要綱第13条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円